



目次	ページ
告示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	1
◎告示(地方卸売市場の開設者及び告示の廃止)の一部改正 (地域農業推進課、合併・流通支援課)	2
◎告示(地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止)の一部改正 (")	2
○保安林の指定予定の通知 (5件) (治山林道課)	3
○地籍調査の事業計画の定め (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	4
○道路の供用開始 (2件) (")	4
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	5
○建築基準法による道路の廃止の承認 (")	5
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	5
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	5
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) (")	6
○入会林野整備計画の認可 (森づくり推進課)	6
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用上級試験の実施	6
入札公告	
○一般競争入札(高知県土木行政総合情	

報システム基本設計委託業務)の公告(建設管理課)	8
○一般競争入札(遺失物管理システム開発委託業務)の公告 (警察本部会計課)	9
落札公告	
○落札者等の公告 (税務課)	10
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	10

告 示

高知県告示第277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。
平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
有限会社サンファーマシーみなみかぜ薬局	土佐清水市越前町5番23号2	育成医療及び更生医療	/	平成26年2月1日
日本調剤宝永薬局	安芸市宝永町7番14号	"	/	平成26年4月1日

高知県告示第278号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。
平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	変更年月日
変更前	あおぞら薬局	宿毛市平田町戸内1793番地1	育成医療及び更生医療	/	平成25年12月23日
変更後		宿毛市平田町戸内1898番地1			

高知県告示第279号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の地方卸売市場の開設の許可をしたので、平成23年4月高知県告示第236号（地方卸売市場の開設者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。
平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

表中

41	高知県漁業協同組合	高知市本町一丁目6番21号	地方卸売市場高知県漁協高岡魚市場	室戸市室戸岬町3868番地1	〃	平成元年8月15日
----	-----------	---------------	------------------	----------------	---	-----------

を

41	高知県漁業協同組合	高知市本町一丁目6番21号	地方卸売市場高知県漁協高岡魚市場	室戸市室戸岬町3868番地1	〃	平成元年8月15日
42	高知市	高知市本町五丁目1番45号	高知市公設水産地方卸売市場	高知市弘化台12番12号	〃	平成26年3月28日

に改める。

高知県告示第280号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の地方卸売市場の卸売業務の許可をしたので、平成23年4月高知県告示第237号（地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

表中

46	高知県漁業協同組合	高知市本町一丁目6番21号	地方卸売市場高知県漁協高岡魚市場	〃	平成元年8月15日
----	-----------	---------------	------------------	---	-----------

を

46	高知県漁業協同組合	高知市本町一丁目6番21号	地方卸売市場高知県漁協高岡魚市場	〃	平成元年8月15日
47	土佐魚類株式会社	高知市弘化台12番12号	高知市公設水産地方卸売市場	〃	平成26年3月28日
48	大熊水産株式会社	〃	〃	〃	〃
49	土佐水産株式会	〃	〃	〃	〃

	社								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

高知県告示第281号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
四万十市田野川字山才山甲2439の口の1、甲2440、字ソフロン山甲2448から甲2451まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第282号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐津賀字トリゴエ695の11、695の17、695の20、700
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第283号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川下名字ツバキヤマ202、1631の7・1631の8・字コヨマタ1647の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第284号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町大野見橋谷286
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおり

とする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第285号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町江師字小石ノミネ795の36、795の37、795の62、795の107、795の108
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第286号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市仁井田の一部及び横浜東町	平成26年度中
室戸市	室戸市室戸岬町の一部	〃

安芸市	安芸市川北、畑山、黒鳥、西浜及び尾川の各一部並びに宝永町、本町五丁目、千歳町及び染井町	〃
南国市	南国市中ノ川、奈路、笠ノ川、比江、黒滝、宍崎及び久枝の各一部	〃
土佐市	土佐市新居、宇佐町宇佐及び宇佐町福島の各一部並びに宇佐町湊浜	〃
須崎市	須崎市多ノ郷甲、須崎、池ノ内及び上分乙の各一部並びに吾井郷丙	〃
宿毛市	宿毛市山田及び芳奈の各一部	〃
土佐清水市	土佐清水市加久見及び有永の各一部	〃
四万十市	四万十市竹島、初崎、大屋敷及び常六の各一部	〃
香南市	香南市夜須町西山、野市町中ノ村、野市町中山田、野市町東野及び野市町土居の各一部	〃
香美市	香美市土佐山田町西又、香北町有瀬、香北町川ノ内、香北町横谷、物部町仙頭、物部町大栃及び物部町柳瀬の各一部	〃
東洋町	安芸郡東洋町野根、生見及び甲浦の各一部	〃
奈半利町	安芸郡奈半利町丸山、イエイシ山及び大蔭	〃
安田町	安芸郡安田町唐浜、与床及び瀬切の各一部並びに別所	〃
北川村	安芸郡北川村島及び久木の各一部	〃
馬路村	安芸郡馬路村馬路の一部	〃
芸西村	安芸郡芸西村久重、和食及び西分の各一部	〃

本山町	長岡郡本山町北山の一部	〃
大豊町	長岡郡大豊町北川及び久寿軒の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町田井の一部	〃
いの町	吾川郡いの町神谷、加田、中追、清水上分、小川縦ノ木山、脇ノ山、大森及び寺川の各一部	〃
仁淀川町	吾川郡仁淀川町寄合	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	高岡郡佐川町甲、乙、丙及び加茂の各一部	〃
越知町	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦、横島北及び南ノ川の各一部	〃
日高村	高岡郡日高村下分及び沖名の各一部	〃
四万十町	高岡郡四万十町野地、秋丸、天ノ川及び家地川の各一部	〃
大月町	幡多郡大月町芳ノ澤、榎ノ浦及び周防形の各一部	〃
黒潮町	幡多郡黒潮町田野浦、浮鞭、加持、上川口及び市野々川の各一部	〃
芸東森林組合	室戸市羽根町の一部	〃

高知県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年4月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町山北字北川原1280番5から 香南市香我美町山北字鎌田827番1まで	前	5.1 }	128
	後	10.6 }	
		10.2 }	128
		11.8 }	

高知県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年4月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町宮内字上ミ丸田46番4から 高岡郡四万十町宮内字上ミ丸田40番1まで	前	6.0 }	25
	後	6.2 }	
		6.2 }	25
		7.3 }	

高知県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成26年4月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町大内字寺屋敷 580番1から 吾川郡いの町大内字弥三土 居316番3まで	235	平成26年4月25日

高知県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成26年4月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町宮内字開放 15番10から 高岡郡四万十町宮内字ウス ツル井117番1まで	366	平成26年4月25日

高知県告示第291号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市香我 美町徳王子 字薄雲	2231番13	4.90	8.79	
		7.00	6.38	

高知県告示第292号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の廃止について承認する。
平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市高岡 町字走下	丙17番3の 一部 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	4.30	5.15	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年4月16日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年4月16日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成26 年4月 16日	特定非 営利活 動法人 訪問理 美容ネ ットワ ークゆ うゆう	西岡 貢	高知市 高須二 丁目6 番4号	この法人は、高齢者、 要介護者の在宅訪問理 美容等、山村過疎地域 の無美容室・理容室地 域への出張理美容や介 護施設・老人施設に対 しての出張理美容や介 護、介護予防、後継人 材育成の為の教育活 動、給食サービス、広 報活動に関する事業等 を行い、もって公益の

				増進に寄与することを 目的とする。
--	--	--	--	----------------------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市大津乙部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	谷 泰儀	高知市大津乙 551
〃	細木 俊輔	〃 〃 285-イ
〃	松岡 温美	〃 〃 35
〃	谷 澄雄	〃 〃 575
〃	西川 忠孝	〃 〃 2300
〃	古田 辰雄	〃 〃 2261-1
〃	徳弘 治市	〃 〃 2077
〃	野中 豊	〃 〃 576-2
〃	川村 隆一	〃 〃 55
監事	山崎 豊一	〃 〃 2199-2
〃	竹村 忠吉	〃 〃 548-2
〃	耕崎 典勇	〃 〃 60
(就任)		
理事	谷 泰儀	高知市大津乙 551
〃	細木 俊輔	〃 〃 285-イ
〃	松岡 温美	〃 〃 35
〃	谷 澄雄	〃 〃 575
〃	西川 忠孝	〃 〃 2300
〃	古田 辰雄	〃 〃 2261-1
〃	江口 一志	〃 〃 2199-1
〃	野中 豊	〃 〃 576-2
〃	川村 隆一	〃 〃 55
監事	山崎 豊一	〃 〃 2199-2
〃	竹村 忠吉	〃 〃 548-2
〃	耕崎 典勇	〃 〃 60

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市五台山東部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
----	----	-----

(退任)
 理事 野中 良信 高知市五台山2488-3
 " 小野 俊司 " " 3209-1
 " 北村 洋一 " " 2185
 " 谷川 喜久 " " 369-1
 " 鍋島 俊郎 " 介良丙 446
 " 竹内 清幸 " 介良乙1381-2
 " 野中 清文 " 五台山2144
 監事 大野 幸彦 " " 3055
 " 横田 和秀 " " 2203

(就任)
 理事 横田 正人 高知市五台山3036
 " 野中 良信 " " 2488-3
 " 横田 昌幸 " " 2209
 " 北村 洋一 " " 2185
 " 鍋島 俊郎 " 介良丙 446
 " 藤本 青史 " 介良乙2688-5
 " 野中 清文 " 五台山2144
 監事 横田 彰 " " 3053
 " 横田 和秀 " " 2203

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市川北土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所

(退任)
 理事 岡本 昌宏 安芸市川北甲 138
 " 安岡 正幸 " " 3570
 " 有澤 裕彦 " " 228
 " 横山 一敏 " " 585-3
 " 徳廣 勇一 " " 1052
 " 樋口 和彦 " " 1016
 " 萩野 邦男 " " 2023
 " 富田 雄二 " " 2531
 " 川内 淳男 " " 1278
 監事 樋口 淑夫 " " 1008
 " 川田 博昭 " " 238
 " 萩野 卓市 " " 1966

(就任)
 理事 樋口 篤 安芸市川北甲1404
 " 福島 文明 " " 2029
 " 安岡 正幸 " " 3570

" 吉本 晃 " " 2982
 " 徳廣 勇一 " " 1052
 " 福島 義隆 " " 1093
 " 有澤 嘉裕 " " 2494
 " 西岡 秀輝 " " 2506・2507合番地
 " 横山 一敏 " " 585-3
 監事 川竹 正一 " " 3152
 " 武井 執 " " 831
 " 中川 好男 " " 4505

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北土地改良区の定款の変更を平成26年4月14日に認可した。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、植田土地改良区の定款の変更を平成26年4月16日に認可した。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、橘浦入会林野整備組合が行う橘浦入会林野整備計画を平成26年4月25日に認可した。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

人事委員会公告

高知県職員等採用上級試験を次のとおり行う。

平成26年4月25日

高知県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分	採用予定人員	勤務先
行政	35名	知事部局等の本庁又は出先機関
警察事務	11名	警察本部各課又は各警

		察署等
学校事務	10名	県立学校又は市町村立小中学校等
土木	12名	知事部局（土木部）等の本庁又は出先機関（土木事務所等）
建築	1名	
農業	9名	知事部局（農業振興部）等の本庁又は出先機関（農業振興センター、農業技術センター等）
畜産	1名	知事部局（農業振興部）等の本庁又は出先機関（家畜保健衛生所、畜産試験場等）
林業	5名	知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（林業事務所、森林技術センター等）
水産	3名	知事部局（水産振興部）等の本庁又は出先機関（漁業指導所、水産試験場等）
化学	2名	知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（福祉保健所、試験研究機関等）
電気	3名	知事部局（土木部）等の本庁若しくは出先機関（ダム管理事務所等）又は公営企業局（本局、発電管理事務所等）
保健師	6名	知事部局（健康政策部又は地域福祉部）等の

		本庁又は出先機関（福祉保健所、児童相談所等）
社会福祉（児童福祉）	2名	知事部局（地域福祉部）等の本庁又は出先機関（児童相談所、福祉保健所、希望が丘学園等）
社会福祉（心理）	2名	

(1) 「行政」、「警察事務」又は「学校事務」を受験する者は、3つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分を第2志望とすることができる。

(2) 点字問題による受験は、「行政」及び「学校事務」に限る。

2 受験資格

(1)から(4)までのいずれにも該当する者。ただし、「警察事務」を受験する者は、(2)については、ア（日本国籍を有する者）に該当する者に限る。

(1) 年齢等

ア 「保健師」

昭和60年4月2日以降に生まれた者

イ ア以外の試験区分

昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者（学歴不問）又は同月2日以降に生まれた者で学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業したもの若しくは平成27年3月31日までに卒業見込みのもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

(4) 次に掲げる試験区分については、それぞれの要件を満たす者

ア 「保健師」については、保健師の免許を有する者又は平成27年4月30日までに取得見込みの者

イ 「社会福祉（児童福祉）」については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する児童福祉司の任用資格を有する者又は平成27

年3月31日までに取得見込みの者
ウ 「社会福祉（心理）」については、学校教育法の規定による4年制の大学若しくは大学院において心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した（修了した）者又は平成27年3月31日までに卒業（修了）見込みの者

3 受験手続

(1) 受付期間

平成26年5月7日（水）から同月22日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成26年5月22日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

4 試験の日時及び場所

区分	種目	日時及び場所
第1次試験	教養試験 専門試験	平成26年6月22日（日）午前9時から午後3時15分頃まで 高知試験会場 高知市棧橋通六丁目2-1 高知県立高知南高等学校 東京試験会場 東京都文京区春日一丁目13-27 中央大学理工学部
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成26年7月19日（土）から同年8月9日（土）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知

書に記載する。

5 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	方法	内容
教養試験	五肢択一式	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能に関する筆記試験
専門試験	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等に関する筆記試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に関する識見、判断力、思考力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体検査	職務遂行に必要な健康に関する検査（健康診断書の提出を求める。）

6 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月上旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

なお、辞退があった場合に限り、合格者の追加発表を行うことがある。

7 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿に登載されても、受験資格として免

許又は任用資格の取得が定められている試験区分については、それぞれの免許又は任用資格を2の(4)に記載する所定の日までに取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成27年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われる。ただし、「警察事務」に従事することとなる採用者は、この任命に当たっての考え方は適用されない。

8 給与

平成26年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、大学等を卒業した者で177,600円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

9 試験成績の開示

この試験の受験者は、最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

10 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

高知県土木行政総合情報システム基本設計委託業務 一式

(2) 委託業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託業務の履行期限

平成28年3月20日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後、知事が別に定める手続に基づく高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成26年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（平成26年3月高知県告示第213号。以下「告示」という。）1の(1)のシに該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示1の(1)のシに該当しないこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部建設管理課

電話番号088-823-9826

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年4月25日（金）午前9時から同年5月20日（火）午後5時までの間に高知県建設管理課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/>）でダウンロードにより交付する。

なお、仕様書の交付方法については、入札説明書を参照すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年6月11日（水）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年6月10日（火）午後4時までに(1)の場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁地下 第3会議室及び第4会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年5月27日（火）午後4時までに3の(1)の場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者

<p>とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示1の(1)のシに該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示1の(1)のシに該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(9) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service to be required: Preliminary Designs for Kochi Prefecture Public Works Administrative General Information System 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Tuesday 27 May 2014</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Wednesday 11 June 2014</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Tuesday 10 June 2014</p> <p>(5) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9826</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成26年4月25日 高知県警察本部長 小林 良樹</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 委託業務の名称及び数量 遺失物管理システム開発委託業務 一式</p> <p>(2) 委託業務の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 委託業務の履行期間 委託業務に係る契約の締結の日から平成26年11月28日まで</p> <p>(4) 委託業務の履行場所 高知県警察本部</p> <p>(5) 入札方法</p>	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) 入札説明書に示した業務の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110（内線2252）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成26年4月25日（金）から同年5月30日（金）まで（日</p>	<p>曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成26年5月23日（金）午後1時30分</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成26年6月6日（金）午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年6月4日（水）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した物品及び数量を確実に納入することができることを証明する書類を平成26年5月30日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間に、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p>
--	---	--

<p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年5月14日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入力するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Name and amount of designated services: Lost property management system 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 30 May 2014</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Friday 6 June 2014</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 4 June 2014</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成26年4月25日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量</p>	<p>税務電算システム運用保守管理委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部税務課 高知市丸ノ内二丁目4番1号</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月24日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 29,484,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号及び第2号に該当するため</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成26年4月25日</p> <p style="text-align: right;">高知県警察本部長 小林 良樹</p> <p>1 落札に係る業務の名称及び数量 警察情報システム通信接続 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30</p> <p>3 落札者を決定した日 平成26年1月10日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 西日本電信電話株式会社高知支店 高知市帯屋町二丁目5-11</p> <p>5 落札金額 77,922,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 平成25年11月29日</p>	
---	--	--